

静岡県立観音山少年自然の家利用要項

この要項は、「静岡県立観音山少年自然の家管理運営及び利用に関する規程」（以下「利用規程」という）第7条に基づき利用に関する細則を定めるものである。

1 入退所について

入退所時間が利用規程第6条2項によりがたい場合は、事前に所長と協議の上決定する。

2 生活時間について

(1) 施設内での生活時間は原則として以下のとおりとする。ただし、利用団体から変更希望があった場合は、協議のうえ決定する。

ア 起床 6:30 消灯 22:00
イ 朝のつどい 7:15 夕べのつどい 16:15
ウ 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 17:00

(2) 野外活動の終了予定時間は、以下のとおりとする。

ア 昼の活動(午前) 11:30
イ 昼の活動(午後・終日) 15:30
ウ 夜の活動 20:00

(3) 入浴時間は、原則として18時から22時までの間で活動内容に応じて決定する。
なお、指導者の入浴時間は23時までとする。

3 宿泊定員について

室名	室数	宿泊定員/室	備考
宿泊室	8室	25名	30名まで宿泊可能 ※要相談
指導者(リーダー)室	2室	10名	間仕切り可能
みんなの部屋	1室	6名	体調不良者待機部屋 を兼ねる
プレイホール	1室	40名	宿泊室が不足する場合 使用(男子のみ)

※みんなの部屋は、体調不良者等がいる場合に医務室として使用する。その際、指導者は他の部屋へ移動する。

4 冷暖房について

冷暖房の使用は、原則として以下の基準とするが、外気温や利用者の体調等を考慮し、弾力的に運用する。使用希望がある利用団体は所員に申し出る。

(1) 冷房 気温が30℃以上で利用団体が希望する場合 設定温度 27℃±1℃
(2) 暖房 気温が10℃以下で利用団体が希望する場合 設定温度 22℃±2℃

5 野外活動における本部の設置について

(1) 班別活動(冒険ラリーなど)の場合は、必ず利用団体が本部を設置する。
(2) 利用者全員で行う活動の場合は、少年自然の家所員が本部対応を行うことができる。
(3) 利用者のうち、野外での活動が困難で少年自然の家に残る者がいる場合は、必ず指導者が付き添う。なお、利用団体からの要望があれば、活動への途中参加、昼食場所への送迎等の相談に応じるが、状況により希望に添えない場合がある。

6 食事について

アレルギー対応については、可能な範囲で対応する。「利用の手引」に基づき、食堂委託事業者へ要望する。

7 実費弁償について

破損等については、利用規定第 11 条のほかシーツ等の寝具類の汚損があった場合は、クリーニング代等の実費を徴収する。

8 入所取りやめ等への対応について

※必ず管理職、保護者へ説明をし、理解を得るようにしてください。

(1) 入所取りやめ等の連絡期限

入所の取りやめ、日数、人数を変更する場合は、以下の期限までに少年自然の家へ連絡する。

食事代	食事代	入所日の土日祝日、休所日を除く 3 日前の 17 時まで
	飲料・パン等	入所日の土日祝日、休所日を除く 3 日前の 17 時まで
上記以外の経費 施設使用料、シーツ代 クラフト代等		取り消し及び数量の変更の期限は定めない

(2) 食事代等の徴収金額

取消等の変更があった場合の徴収金額は以下のとおりとする。なお、食事代については、変更等が連絡期限以降の場合に、いわゆるキャンセル料金が発生する。

区 分	徴 収 金 額
食事代	<ul style="list-style-type: none"> 取りやめ等の連絡期限以降の取消等は食事代の半額を原則として徴収 特別な事由による中途退所の場合の食事代は、喫食分の全額および未食分の半額を原則として徴収
飲料・パン等	<ul style="list-style-type: none"> 取りやめ等の連絡期限以降の取消等は実費を原則として徴収 入所中の退所者や欠食者があった場合でも入所日の確定人数により原則として徴収 特別な事由による中途退所の場合は、退所までの分を原則として徴収
施設使用料	<ul style="list-style-type: none"> 実利用日数分を徴収 病気等による退所が 20 時以降の場合は宿泊扱い 20 時前の退所は日帰り扱い
上記以外の経費 シーツ代、クラフト代等	<ul style="list-style-type: none"> 使用が認められた物の実費のみを徴収。 入所を取りやめた場合でも、冒険ラリー地図など事前に購入した物品は実費を徴収

* 飲料・パン等は、外注のため、退所後に少年自然の家に納品される場合がある。利用団体の所在地へ現物の再配送に要する費用は食堂委託業者と協議する。

9 非常変災

利用規程第 13 条に規定する利用団体の受入れを行わない場合とは、気象に関する警報（利用団体の所在地、浜松南部・北部の発令状況）、南海トラフ地震に関する情報等を総合的に勘案し、利用団体の責任者と協議のうえ決定する。

(附則)

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。